

小平市立小平第十五小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた子どもの心に永く深い傷を残すものであり、いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるもの」との基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活をおくり、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で取組まなければならない。

本校では、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携のもと、いじめの未然防止および早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取組む。

いじめがある場合は適切かつ迅速に対処するため、いじめ防止基本方針を定める。また、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

2 未然防止や早期発見のための措置

いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

学校の教育活動全体を通じて、人権教育・道徳教育の充実や、読書活動、体験活動等を推進する。

- 実践的な道徳指導を推進し、心を耕す道徳指導充実させる。道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、道徳科や学級活動を中心としたいじめ防止授業（いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか等。）を年3回以上実施する。
- 校内研修を深め、指導力の向上を図り、児童が夢中になって学び、学び合う喜びを感じられる授業を目指し、授業改善を図る。
- 互いの良さを認め合い、所属感のある学級づくりに取り組み、児童の居場所づくりを行う。
- 異学年交流（たてわり班活動）、児童集会、委員会活動、係活動あいさつ運動等を充実させ、児童の自己有用感を高められる機会をもつ。また、児童会活動によるいじめ防止ポスターの作成や、あいさつ運動の推進による望ましい集団形成への取組を行う。
- 読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

- いじめを見ていた児童が見て見ぬふりをせず、自分の問題として捉えさせる取組を推進・充実させる。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ必要がある。

- 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。特に、授業時間内外の様子や、休み時間の雑談等の中での児童の様子を見取る。学級担任を含め教職員は、常に子ども一人一人が気軽に何でも話せる雰囲気作りに努める。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。また、個人面談や家庭訪問等により、児童の生活状況について保護者と共有する。
- いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置する。
[いじめ対策委員会構成] 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、
(必要に応じて、外部専門家、PTA役員、学校医、民生児童委員等を活用)

※当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組を行う。

- ・いじめ防止基本方針に基づく組織的な取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
- ・いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録（児童の進学、進級や転学に当たっての適切な引き継ぎや情報提供）
- ・いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応
- ・学校サポートチームの活用
- 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施するとともに、「いじめ発見のチェックシート」を月1回活用し、いじめの確実な発見に努める。
- いじめに関する児童アンケートは、いじめを訴えやすくするため、調査様式や回収方法等に配慮して行う。
- スクールカウンセラーによる小学校第5学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
 - ・いじめ110（法務局） 0120-007-110
 - ・東京都いじめ相談 03-5331-8288
 - ・小平市教育相談室 042-343-9411
- いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、生活意識調査を実施する。
- 子どもがいじめの相談を行いやすいよう、「学校いじめ相談メール」を実施する。
- いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を、年3回実施する。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）について、校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

- 児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り等、保護者の協力を依頼する。
- ネットに関するセーフティ教室を実施し、児童に正しいインターネットの利用の仕方について学習させる。
- 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な

対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

3 いじめ発生時の対応

発見・通報を受けた場合は、特定の教員で対応せず、速やかに管理職及び対策委員会に報告し、組織的に対応する。

(1) 素早い事実確認と対応

- 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分に配慮する。
- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、事実確認を行い、いじめた児童に適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- いじめの発見、通報を受けた場合は、被害児童を守り通すとともに、いじめを止めさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で、加害児童を指導する。管理職及び、校内の「いじめ対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。
- 報告を受けた管理職及び、いじめ対策委員会は、事実の確認と解消に向けた取組が組織的に行えるように指示・指導する。また、その指導の状況や児童の様子から、解消に向けた取組が適切であるかを判断し、必要に応じて改善を指示、指導する。
- すみやかに事実確認を行い、関係児童および保護者、集団全体へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って小平市教育委員会に報告するとともに、被害、加害児童の保護者に連絡し、事後の対応に当たる。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、児童またはその保護者に対する支援を行う。
- インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関と連携して対応する。
- いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合には、警察と連携して対応する。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 被害の児童への対応およびその保護者への支援

- いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には十分に配慮をする。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。
- 家庭訪問等により、可能な限り迅速に保護者への事実関係を伝える。また、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員に当該児童の見守りをさせる等、いじめられた児童の安全を図る。
- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制の構築を図る。また、安心して学習や生活ができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、よりよい環境の確保を図る。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(3) 加害の児童およびその保護者への対応

- 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を行う。
- しっかりと事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等外部専門家の協力を得て、再発の防止を図る。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が以後も連携が取れるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任の重大さを自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童の個人情報取り扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を取る。
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも検討する。なお、状況に応じて出席停止制度の活用については、十分に小平市教育委員会と協議をする。

(4) 集団へのはたらきかけ

- 全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

4 重大事態への対処

いじめにより、当該児童の「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時は、速やかに小平市教育委員会へ報告し、重大事態への対処を行い、また、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

○重大事案と想定されるケース

- ・児童が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

- 重大事案に係る事実関係の調査および事後対応、発生防止等については、小平市教育委員会、小平警察署、子ども家庭支援センター、児童相談所と連携を図りながらすすめていく。
- いじめを受けた児童およびその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。